

令和7年度第5回富山地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記5の傍聴申込要領によりお申込みください。

記

- 1 日 時 令和7年9月3日（水）午前10時から
- 2 場 所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
（富山市神通本町1丁目5番5号）
- 3 議 事 (1)富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（諮問）
(2)富山県最低賃金の改正決定に対する異議申出について（答申）
(3)富山県最低賃金専門部会の廃止について
(4)特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
(5)特定最低賃金の金額の改正決定について（諮問）
(6)特定最低賃金審議運営事項について
(7)その他
（議事は変更となる場合があります。）
- 4 傍聴人数 若干名
- 5 傍聴申込要領 (1) 傍聴を希望される方は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望する審議会の名称・開催日、住所、氏名、電話番号及び所属を記入の上、郵便又は専用webフォームからお申込みください。
申込締切は、**令和7年8月27日（水）午後5時（必着）**です。

〈宛 先〉富山労働局 労働基準部 賃金室 宛

➤ 郵便の場合

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎

➤ 専用webフォーム

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou16/saichinshingikai>



- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方には連絡させていただきます。（傍聴可能な方については特段連絡いたしません。）
 - (3) 車椅子をお使いになられる方は、お申込みの際にその旨をお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御名前も併せてお書き添えください。
- 6 その他 傍聴される方は、次の事項に留意してください。
- (1) 傍聴に当たっては、別添の遵守事項を厳守してください。
 - (2) 当日は、開始予定時刻の5分前に会場へお越しください。
なお、審議開始後の入場は認められませんので注意してください。
 - (3) 申込みされた本人であることを確認させていただく場合がありますので、当日は本人であることが分かるものを持参してください。

担当：富山労働局 労働基準部 賃金室
電話 076-432-2735

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 傍聴整理券の番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないでください。
- 3 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 4 許可なく写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
- 5 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- 6 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- 7 静粛を旨とし、意見を表明するなど議論の妨害になるような行為はしないでください。
- 8 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
- 9 飲食等はしないでください。
- 10 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- 11 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 12 会場及び建物の警備上の理由により身分証を御提示いただくことがあります。
- 13 その他、主催者である富山地方最低賃金審議会会長及び事務局職員の指示に従ってください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。